

砥部町社会福祉協議会補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 29 日

砥部町告示第 33 号

(目的)

第 1 条 この告示は、砥部町社会福祉法人の助成に関する条例(平成 17 年砥部町条例第 91 号)に基づき、社会福祉法人 砥部町社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)に対して補助金を交付することにより、町の福祉施策との連携の強化並びに社会福祉協議会の地域福祉推進に係る活動の支援と運営基盤の安定を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、社会福祉協議会が行う介護保険受託事業等の公益事業を除いた事業とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、補助金額は、予算の範囲内において町長が定める額とする。

補助対象経費	補助率等
公益部門を除く部門の人件費から、委託及び補助事業経費に計上済みの人件費分及び退職金充当財源を除いた経費。	10 分の 10 以内

2 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 社会福祉協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第 2 号)
- (2) 収支予算書(様式第 3 号)
- (3) 補助対象経費の明細が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類(定款、役員名簿、評議員名簿、職員名簿等)

(補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、必要な条件を付して補助金交付決定書(様式第 4 号)により、速やかに補助金の交付を決定する。

(補助対象事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた社会福祉協議会は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業実施計画変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第7条 社会福祉協議会は、補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の概算払い及び支払方法)

第8条 町長は、補助金の交付決定後、補助対象事業の実施のため、必要があると認められるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

2 概算払いは、4月から9月までの前期と、10月から3月までの後期の半期ごとに交付決定額の2分の1に相当する額を支払うものとする。

3 社会福祉協議会は、概算払いの交付を受けようとするときは、半期ごとに補助金概算払請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 社会福祉協議会は、補助対象事業完了後、速やかに実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 補助対象経費の明細が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第11号)により、社会福祉協議会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた社会福祉協議会は、補助金精算払請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第12条 社会福祉協議会は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指揮監督)

第13条 町長は、補助対象事業の実施に関して、必要に応じ現地調査及び検査をし、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消等)

第14条 町長は、社会福祉協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の取り消し又は変更をすることができる。この場合に

において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象事業の中止又は廃止をしたとき。

(関係書類の保管)

第 15 条 社会福祉協議会は、補助対象事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、補助対象事業終了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、この補助事業により取得した財産については、町長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。

(委任)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日砥部町告示第 44 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 25 日砥部町告示第 86 号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

団体名及び
代表者氏名

⑤

補助金交付申請書

年度において砥部町社会福祉協議会補助対象事業を下記のとおり実施したいので、「砥部町社会福祉協議会補助金交付要綱」第 4 条の規定により、下記金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 _____ 円

添付関係書類

- （１）事業実施計画書 （様式第 2 号）
- （２）収支予算書 （様式第 3 号）
- （３）補助対象経費の明細がわかる書類
- （４）その他（定款、役員名簿、評議員名簿、職員名簿等）

様式第 2 号（第 4 条関係）

事業実施計画書

事業名	事業概要	計画内容

様式第3号 (第4条関係)

収支計算書

(收入)

項 目（財源内訳）	金 額（円）	備 考
計		

(支出)

項 目（節別区分）	金 額（円）	備 考
計		

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

砥部町社会福祉協議会
会長 様

砥部町長 ⑩

補助金交付決定書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年
砥部町社会福祉協議会補助金については、「砥部町社会福祉協議会補助金交付
要綱」（以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づき、補助金の交付を
下記のとおり決定する。

記

補助金交付決定額 円

- 注1 補助金の精算は、補助事業完了の日から起算して60日を経過した日又は補助金の交付があった年度の翌年度の5月20日のいずれか早い期日までに、交付要綱第9条に規定する実績報告書等の関係書類を添えて速やかに行うこと。
- 注2 補助事業の内容を変更または中止（廃止）しようとするときは、あらかじめ事業実施計画変更承認申請書又は事業中止（廃止）承認申請書を町長に提出し、その承認を得なければならない。
- 注3 補助金を交付の目的以外に使用したとき、偽りその他不正の方法により補助金の交付を受けたとき、補助金交付要綱に違反したとき、補助事業の中止又は廃止をしたときは、補助金の全部または一部を取り消すことがある。
- 注4 この補助金に関する関係書類は、事業を終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 注5 歳入確保及び経費節減に努めること。
- 注6 職員を採用する場合は、町と協議すること。（退職補充を含む。）

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

砥部町長 様

団体名及び
代表者氏名

印

事業実施計画変更承認申請書

このことについて、「砥部町社会福祉協議会補助金交付要綱」第6条の規定により、事業実施計画を変更したいのでご承認下さいますよう申請いたします。

事業名	変更内容	予算額	
		当初	変更後
計			

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

砥部町長 様

団体名及び
代表者氏名

⑨

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知の
あった砥部町社会福祉協議会補助事業を中止（廃止）したいので、「砥部町社
会福祉協議会補助金交付要綱」第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

添付資料

- 1 事業中止（廃止）計画書
- 2 その他

様式第 7 号（第 8 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

団体名及び
代表者氏名 ⑩

補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知の
あった砥部町社会福祉協議会補助金について、「砥部町社会福祉協議会補助金
交付要綱」第 8 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

<u>金</u>		<u>円也</u>	
内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

砥部町長 様

団体名及び
代表者氏名

⑨

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知の
あった砥部町社会福祉協議会補助事業の実績について、「砥部町社会福祉協議
会補助金交付要綱」第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施報告書（様式第9号）
- 2 収支決算書（様式第10号）
- 3 補助対象経費の明細が分かる書類
- 4 その他必要と認める書類

様式第9号（第9条関係）

事業実施報告書

事業名	事業概要	計画内容

様式第 10 号 (第 9 条関係)

收支決算書

(收入)

項 目（財源内訳）	金 額（円）	備 考
計		

(支出)

項 目（節別区分）	金 額（円）	備 考
計		

様式第 11 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

砥部町社会福祉協議会
会長 様

砥部町長

補 助 金 交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付けで実績報告のあった砥部町社会福祉協議会補助金について、「砥部町社会福祉協議会補助金交付要綱」第 10 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を確定します。

記

補助金交付確定額 _____ 円

様式第 12 号（第 11 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

団体名及び
代表者氏名 ⑩

補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知の
あった砥部町社会福祉協議会補助金について、「砥部町社会福祉協議会補助金
交付要綱」第 11 条の規定により、下記のとおり精算請求します。

記

<u>金</u>		<u>円也</u>
内訳	交付決定通知額	金 円也
	概算払受領済額	金 円也
	今回請求額	金 円也